第1章 はじめに

1 趣旨

平成28年に「ぎふ農業・農村基本計画」を策定し、令和2年度を目標として、本県農業・農村の振興に取り組んできました。

その間、国内では、人口減少の進展に伴う国内マーケットの縮小、令和2年1月に発効された 日米貿易協定などグローバル化が一層進んできたほか、頻発化・激甚化する自然災害や平成30 年9月、国内で26年ぶりに発生が確認された豚熱、さらには、新型コロナウイルス感染症な ど、新たな課題に直面しています。

一方、県内の農業・農村の現場では、人口減少、高齢化による担い手不足がますます深刻化 し、農業産出額も減少傾向となっています。特に、中山間地域では、鳥獣害や耕作放棄が深刻化 するなど、営農環境だけでなく生活環境の悪化も懸念されています。

こうした本県の農業・農村が直面する課題に対応するため、令和3年度から当面5年間に県が 重点的に取り組む施策を示すため、新たな計画を策定します。

2 計画の性格・位置付け

本計画は、「『清流の国ぎふ』創生総合戦略(平成31年3月策定)」の政策の方向性を反映するとともに、整合性を保ちつつ、当面5年間に県が重点的に取り組む施策を示すものです。

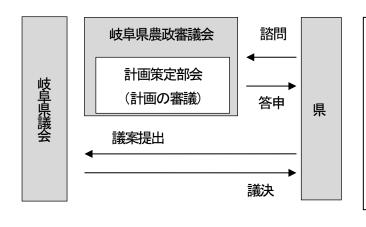
また、県の農業・農村振興に関する計画の最上位に位置付けるものであり、今後、策定・変更する農業・農村振興に関する諸計画は、本計画の方向性などを踏まえて、策定又は変更を行います。

3 計画期間

令和3年度から令和7年度までの5年間

※新型コロナへの対応など情勢が2~3年で大きく変わることを踏まえ、5年間の計画期間の中間年で必ず見直します(令和4年度末予定)。

4 策定体制



●岐阜県議会

本計画は、「岐阜県行政に係る基本的な計画 の議決等に関する条例」の議決対象計画であ り、審議及び議決を行う。

●岐阜県農政審議会

基本計画に関する審議及び答申を行う。

●岐阜県農政審議会計画策定部会

審議会委員及び専門委員による、専門的な調査、審議を行う。

5 計画の推進と管理

本計画の推進にあたっては、「清流の国ぎふ憲章」に定められた、「知」「創」「伝」の3つのキーワードで示された取組みの姿勢を基本とし、農業者はもとより広く県民や企業、関係団体や行政が連携を図りながら、それぞれの役割に応じた積極的な取組みが重要です。

このため、県では農業者や県民の皆様をはじめ、市町村や関係団体などと相互に連携・協働しながら、本県の特性や実情に応じた施策を講じるとともに、その効果を検証し、次の新たな取組みへと繋げていきます。

進行管理については、県において本計画に掲げた施策や目標値の達成状況を、毎年岐阜県農政 審議会へ報告するとともに、ホームページなどを通じて公表します。そのうえで、明らかとなっ た課題や改善策等を評価・検討し、次期計画の策定や計画の変更に活かします。